慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法二〇〕拾得株券と株式 (東京簡易昭和三四年一月二九日判決)
Sub Title	
Author	倉澤, 康一郎(Kurasawa, Yasuichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.12 (1961. 12) ,p.98- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19611215-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔商法　二〇〕拾得株券と株式

（東京簡易昭和三四年（ハ）第一九六四號株式名義書換請求事件昭和三三年一二月二九日判決下級民集一〇巻一九二頁）

【判示事項】拾得記名株券を警察署長に屆出て民法二四〇條遺失物法により公告後その株券交付を受けた拾得者は株式を取得したものであるか。

【參照條文】民法二四〇條

【事實】原告は昭和三〇年一〇月二〇日、被告たる株式會社發行の記名株券を拾得し、同月二二日所轄警察署長あてに屆け出たが、法定期間内に遺失者が發見されなかつたので、右株券は同署長から拾得者たる原告に交付された。

原告は、被告は原告に對し右株券の表彰する株式を原告名義に書換せよ、との判決を求め、その請求原因として右の事實關係を擧げ、更に法律上の見解として次の如く述べている。

「株券が發行濟の場合は株主の權利は株券に化體されているもので、その後は株券の記名無記名を問わず株券の所持者の變動に伴い株主たる權利も移轉するものと解するのが相當であつて、原告は本件株券を適法に取得して被告の株主となつたものであるから、被告は株式名義書換手續をなす義務がある。被告は遺失物法に從い取得された株券は單なる紙片に過ぎないと主張するが、遺失された株券と雖も有價證券であることに變りなくそれがため除權判決によりその無効を宣言することが必要とされるのであり、又株主は株主權を有するが故に株券を喪失しても除權判決を得て株券の再交付を求め得るとの被告主張も株主權に關係のない手形公債その他の有價證券を遺失した場合にも除權判決を得てそれらの再交付を求め得られることからして理由がない。勿論株主は株券喪失の一事を以て直ちに權利を失うものではないが（但し株主權を有するためではない）その遺失された株券が民法遺失物法の定めるところに從い、或いは即時取得等により適法に第三者に取得されたときは遺失者はこれと同時に遺失株券に對する權利を最終的に喪失するに至るもので、從つてその後は除權判決を求めることもできないのである。」

被告は、原告の請求を棄却する、との判決を求め、法律上の見解として次の如く述べている。

「株主は記名株券を遺失したというだけでは直ちにその權利を失うものではなく株券紛失を理由に公示催告を申し立て除權判決を得たうえ株券の再交付をうけることにより一旦分離した權利と證券とを再び自己の手中に納めることができるのであり、この間株券を遺失した株主は株主權までも失うものではない。株券の所持が株主權の行使について如何に重要であつても、株券は結局權利を行使するための手段にすぎず、この意味からすれば本件株券のように遺失物法等により公告後一年を經過して拾得者に交付された株券は株券の形をとつた單なる紙片に過ぎない。」

【判旨】 原告敗訴。

判決では先ず原告が本件株券の所有權を取得したものであることを認めるが、しかしその所有權取得によつて株式を取得したか否かについてはこれを否定している。

「なるほど株式は株券に化體されて權利移轉の際その交付が必要とされ又權利行使についても名義書換請求についてその占有を必要とされるものではあるが、もともと株券は株式を表彰するため發行されるもので株券の發行によつてはじめて株式が發生し權利が創設されるものではなく、權利の變動に株券の交付がなされるのも權利の變動に伴い權利を表彰している株券の所持者も亦變動すべきこと及び第三者への對抗公示等の理由からしてそれが必要とされているものであり、株券は株式の變動に伴い移轉すべきが原則であつて、唯取引の安全をはかるうえから有價證券としてその善意取得者を保護する建前をとつているのであるから、株式が株券に化體されているからといつて逆に株券の所持者の變動は常に株式の移轉を伴うものとすることはできなく、株券がなんらかの事由により所持者の意思に基かないでその占有から脱した場合にはいわゆる善意取得の要件を具備する場合を除いては株券取得により直ちに株式を取得するものとなすことはできない。」

「なお當事者間に爭いがあるので公示催告の點についてふれてみるに、公示催告を申し立てるのは株主權という實質的權利に基くものではなく株券の有價證券としての性質から證券上の權利を主張し得べき證券上の資格に基くものであつて、又除權判決の對象も專ら同資格であつて實質的權利には全く觸れないものであるから原被告の主張する相異は本件判斷に直接に關係はない。」

【評釋】 判旨結論に贊成。

株式取引の大量化・頻繁化とともに、株券の遺失・拾得の可能性も增大するが、記名株券を遺失した場合、そのことだけで當然に遺失者が株主權を失うものでないという點については異論のないところであろう。

ところで、その場合に遺失者が株主權を失わないというのは、株券の占有は失つたが所有權は失つていないということなのか、それとも遺失したのは株券という紙片であつて株主權は依然として保持しているということなのか、という問題がある。

今かりに拾得者が裏書を偽造し或は讓渡證書を偽造して添附し拾得株券を流通に置くとすれば、株式が善意取得されることがあり得るが、その場合適用される商法第二二九條の準用する小切手法第二一條は、「……之ヲ返還スル義務ヲ負フコトナシ」と規定している。この規定を一見すると、法は株券の所在と株式の所在とを同視しているようにも見える。

然し、もとより株式は株主の帶有している權利であつて、株式とそれが記載されている株券との關係についてはどのような説明がなされるにしろ、株券そのものが株式そのものでないことは當然である。極端な例を引けば、ある株券を破いて棄ててしまつても決して株式の總數が減ずるべくもない。株券の本來の手段的價値から考えると、株券の遺失の場合にも、（善意取得の場合を除いて）權利の變動の問題は生じないようにも思える。

いずれにしろ、遺失株券を他人が拾得してもその所有權は未だ遺失者に留つているのであるから、いずれの見方をしても拾得者は株券を拾得しただけでは株主權を取得することはない。けれども、遺失物法所定の手續を經て、民法第二四〇條により拾得者がその所有權を取得するものとすれば、その所有權取得によつて拾得者は株主權をも取得したことになるか否かの問題が生ずることになる。

本判決以前にこの問題を論じたものに、三戸岡氏（會報三四號）東京株式懇話會研究部（同六六號）高鳥教授（同六八號）大隅教授（記錄六八號）河本助教授（大阪株懇記念論集「株式會社の法理論と實際」所收）の各論稿があるが、このうちには記名株券の拾得者が株主權を得るとすることを否定乃至は疑問視するものもあり（三戸岡、東京株懇、高鳥、大隅。ただし、大隅・高鳥兩教授は白地裏書または白地式讓渡證書添附の記名株券については、民法第二四〇條によつて株式を取得するとされる）、株主權を取得するとするものもある（河本）。

本件判決は、原告は民法第二四〇條によつて株券の所有權を取得するが株式は取得しない、と判斷している。

本判決に對しても、すでに可否兩樣の判例批評がいくつかなされた。結論的に見て本判決に贊成するものに三戸岡氏（會報八九號）村岡檢事（商事法務研究一三七號）があり、反對するものに大住氏（法律時報三一卷四號）河本助教授（商事法務研究一四六號、總合判例研究叢書・商法7）服部教授（會報一一五號）西本教授（「株式法」要論）がある。本判決に關する吟味はこれらのうちにすでに盡されているかとは思うが、なお、以下私の考えを述べてみたい。

原告は、權利が證券に化體しているということを證券卽權利とい

うふうにとらえて、株券に對する所有權取得を以て株式の取得と主張している。然し、株券というものが本來流通のための手段であつて、株式が株券に化體されているからといつて株券の所持者の變動が常に株式の移轉を伴うものとすることはできないこと、判決の述べるとおりである。

株券が有價證券であるというのは、株式の移轉・質入に際し株券の占有が必要とされる（商法第二〇五條、同第二〇七條）點に着目してカテゴライズされているものであり、權利化體というのはそのような權利の利用と證券の占有との必要的關連性を比喩的に說明しているのであつて、その比喩から新たな性質が演繹されて來るはずがない。有價證券的權利というものが前提的に存在するのではないのである。だから、證券の歸屬と權利の歸屬とが爭われている場合、法の個別的な規制をはなれて、その證券が有價證券であるからとか有價證券ではないからとかいうことだけによつて直ちに法が具體的に定めていない効果までをも引き出すことは見當ちがいのように思われる。

もとより、權利の利用に證券を必要とすることから、すべての有價證券に共通の性質はある。すなわち有價證券上の權利者とは、その證券の適法な所持人たることである。そして、記名株式の移轉は株券の裏書又は讓渡證書附きでの交付によりなさるべき旨規定されているから、記名株券の適法所持人とは裏書の實質的連續ある最終所持者又は讓渡證書によりその權利を實質的に證明する者である。（記名株式を意思表示のみで移轉し得るとする立場では、裏書或は讓渡證書の記載と權利の歸屬とが異る場合もあることになる。しかし、商法が記名株式移轉に方式を定めているのは定型化による流通力增大をはかつているものであるから、法所定の方式以外の移轉方法を認めることはできないと思う。）

そこで、裏書讓渡というものがいかなる內容の行爲であるかを考えて見ると、これを證券という物の所有權移轉を目的とする物權行爲とし、證券所有權移轉に附隨して證券上の權利が移轉すると考えることは、證券本來の手段的價値から見て妥當ではない。有價證券上の權利を利用するためには、その證券を處分する權限がなければならないことはもちろんであるが、それは證券に對する物權の歸屬とは他のもうひとつのことである。裏書讓渡とは證券に表彰された權利の移轉を內容とする準物權行爲であり、それによつて權利の新たな歸屬が定まる。そして、權利者は本來權利者たることのみを以てその權利の利用が可能な筈である。有價證券の所有權は獨立の存在たり得ず、證券上の權利に附隨すべきものであつて、權利者に法律上當然に歸屬すると解すべきである。

この點から、本件の場合に拾得者が株式を取得しないとするならば、拾得者は民法第二四〇條によつても證券の所有權を取得すべき

ではなく、警察署長は法定期間を過ぎても、拾得者に株券を交付すべきではなくて、後日出現するかも知れない遺失者のためにこれが保管を繼續すべきである、と提言されるのは河本助教授である――「それ自身獨立の經濟的價値を有せず、株主權に對して手段の價値しか有しない株券も、なお一枚の紙として動産であるからとの理由で、拾得による獨立の權利取得の對象たらしめるのは、いささか形式的ではないか」(總合判例研究叢書・7二八頁)。

この提言には聽くべき點があるように思われる。有價證券に於ては、證券上の權利者は遺失により權利に對する事實上の支配を失つていない點が一般動産の遺失と異り、しかも、有價證券の所有權は前述のごとく證券上の權利者に法律上當然に歸屬すべきものであるから民法第二四〇條の規定と相容れない。すなわち、遺失有價證券は民法第二四〇條の「遺失物」ではないとも解し得るのではないだろうか。(そうすれば、本件原告の請求はすでにその點で排斥さるべきであつた。)

いずれにしろ、有價證券に於ける權利化體が上の如き意味であるから、遺失者は權利利用の手段的價値をもつものを遺失したに過ぎないのであつて、權利そのものは遺失すべくもなく、こと權利歸屬の問題としては、拾得者が歸屬者たり得ないことはあきらかである。

なお、判決のように解して、權利歸屬と證券の所有權が離れてしまつた場合、その證券(株券)は權利者(株主)から見て處分不可能――すなわち權利利用の手段として用いることの可能性がなくなつたのだから、拾得者が所有權を取得することによつて、その證券は無効のものとなつたのではないか、という考え方もあるかも知れない。

然し、法は例外的に善意取得の制度を設けて(商法第二一九條)、實質的には裏書の連續を缺く場合でも、善意取得による證券所持者を適法な所持人と定める。善意取得者は、權利を原始取得するとともに證券の所有權を取得し、その權利を利用することができる。すなわち、或る權利者について權利利用の可能性が失われても、その證券自身としては善意取得によりふたたび權利利用の手段たり得べきものである。記名株式流通の手段として發行された記名株券においては、その適法の所持人(裏書の實質的連續ある者・讓渡證書附で讓渡を受けた者・善意取得者及びそれらの適法所持人たる地位を承繼した者)を權利者とみとめて、流通の安全をはかるのが法の建前であり、公示催告手續によつて無効とするほかその効力をうばうことはできないものであると思う(同旨、村岡前掲一六頁)。(西本教授は本判決につき「この判決は、株券を遺失したときは、除權判決を俟たずにその株券は無効となり一片の反古紙となるというに等しいというのである

――中略――しかし株券を遺失したからといつて、それがため除權判決を俟たずしてただちに證券とそれに化體した權利との結合が解け、その證券は有價證券たる株券としての効力を失つて一片の紙片と化するということは、公示催告手續の制度を無視する議論であつて、わたくしの賛成し難いところである」と述べておられる――「株式法要論」一七九頁――が、株券の所有權の歸屬と株式の歸屬とが分離したことと、株券が無効であることとは異ることのように思われる。）

（なお、拾得者は、その株券所有權を他に讓渡しても株式が善意取得されることはない。善意取得されんがためには遺失者（株主）の裏書を僞造せねばならぬ以上、爾後の流通に關しては所有權取得の有無は何の關わりもない。）

拾得者が有効な株券の所有權を取得するとした場合に最も困難な問題は、遺失株主が株主權を利用する手段についてである。河本助教授はこの點につき、遺失株主が公示催告を申立てて若し期間中に拾得株券の屆出があれば、公示催告手續を中止し、權利確定の上、除權判決を得られるとされる（商事法務研究一四六號二九頁）。ただ、民訴第七七〇條においては、證券をもつて屆出た者が權利確定の裁判において敗訴すれば、その判決により證券引渡が行わるべきで、もはや除權判決はなされない筈であり、この場合に除權判決を得るにはなお問題があるようである。（公示催告を申立てている株主が、本件原告のごとき屆出人を相手どり株券引渡請求の訴訟を起して、屆出人の株券所有權を理由に敗訴した場合、それでも除權判決がなされることになるだろうか？）

本件判決の結論には賛成であるが、本件判決の如く株券拾得者に民法第二四〇條により所有權取得をみとめることはかなり問題がある。

（倉澤康一郎）